

諮問日：令和3年3月26日（令和2年度（最情）諮問第44号）

答申日：令和3年8月23日（令和3年度（最情）答申第16号）

件名：出版社等に裁判例を提供する基準が分かる文書の不開示判断（不存在）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「法律関係の出版社，弁護士会その他の民間機関に対し，どのような基準で裁判例を提供することになっているかが分かる文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，本件開示申出文書は作成し，又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が令和3年2月19日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 民間の法律関係の出版社等から最高裁判所に対し，最高裁判所の判決書の提供を求められた場合には，当該判決書の先例的価値の有無・程度，利用目的等を踏まえ，その都度，提供の可否等を判断しており，開示申出にあるような基準は存在しない。したがって，本件開示申出文書は作成又は取得していない。

念のため，最高裁判所内において，本件開示申出に係る司法行政文書を探索したが，該当文書は存在しなかった。

2 民間の法律関係の出版社等から裁判例の提供を求められた場合、当該裁判書を保有する裁判所において、裁判書を提供するかどうか判断することになる。

このうち、終局した事件の裁判書は、民間の法律関係の出版社等から依頼を受けた裁判所において、当該裁判書の先例的価値の有無・程度、利用目的等を踏まえ、その都度提供の可否等を判断することになる。また、係属中の事件に関する裁判書については、事件記録中に編綴されている裁判書の提供の可否について、上記の事情に加え、当該事件を担当する裁判体において事務支障がないか等を判断した上で、その都度提供の可否等を判断することになる。したがって、裁判書の提供の可否に関し、統一的な基準は存在しない。

3 よって、原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| ① | 令和3年3月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年6月11日 | 審議 |
| ④ | 同年7月16日 | 審議 |
| ⑤ | 同年8月5日 | 最高裁判所事務総長から補充理由説明書を收受 |
| ⑥ | 同月20日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明及びその趣旨について当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、民間の法律関係の出版社等から裁判書の提供を求められた場合、当該裁判書を保有する裁判所において、裁判書を提供するかどうかの事務を担い、このうち、終局した事件の裁判書に関しては、当該裁判書の先例的価値の有無・程度、利用目的等を踏まえ、その都度提供の可否等を判断し、また、係属中の事件に関する裁判書に関しては、事件記録中に編綴されている裁判書について、上記の事情に加え、当該事件を担当する裁判体において事務

支障がないか等を判断した上で、その都度提供の可否等を判断することになり、したがって、裁判書の提供の可否に関し、統一的な基準は存在せず、本件開示申出文書は作成又は取得していないとのことである。民間の法律関係の出版社等に対し、裁判書を提供するという事務の性質を踏まえれば、最高裁判所事務総長の上記説明が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子